

IV

資料編

1 南富良野町第5次総合計画の策定について(諮問)

南 富 企 企 号

平成24年2月7日

南富良野町第5次総合計画審議会

会長 曾 慶 一 介 様

南富良野町長 池 部 彰

南富良野町第5次総合計画の策定について(諮問)

南富良野町第4次総合計画の期間が平成24年度で終了することから、次期、第5次総合計画の策定について、貴審議会の意見を賜りたく諮問します。

記

1 計画の期間

- (1)基本構想 平成25年4月1日～平成35年3月31日
- (2)基本計画 平成25年4月1日～平成35年3月31日
- (3)実施計画(前期) 平成25年4月1日～平成30年3月31日

2 計画の内容 策定作業計画書のとおり

3 答申の時期 平成24年11月頃



2 南富良野町第5次総合計画の策定について(答申)

平成24年12月10日

南富良野町長 池 部 彰 様

南富良野町第5次総合計画審議会

会長 曾 慶 一 介

南富良野町第5次総合計画の策定について(答申)

平成24年2月7日に諮問のあった「南富良野町第5次総合計画」について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

国内情勢は、人口の減少と超少子高齢化の進展が社会保障制度など様々な分野において問題視されており、また、長期間にわたる景気の低迷や社会経済のグローバル化、地球規模での環境問題など多くの課題に直面しております。

本町においても、人口の減少と少子高齢化は、過疎化の進行、地域力の低下などが懸念されております。また、住民ニーズの多様化・複雑化、地方分権・地域主権の進展、国の財政状況の悪化により、地方交付税制度の先行きの不透明感から、困難な行財政運営が予想されております。

このような状況の中、総合計画の策定にあたっては、住民アンケート調査をはじめ、地域・分野別座談会などの住民意見を基礎として慎重に審議を重ねてきました。

混迷する社会経済情勢において、これまで築き上げてきたまちづくりの成果をさらに発展させ、すべての住民が笑顔にあふれ、夢と希望を抱ける魅力あるまちとして、「共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの 太陽と森と湖のまち」の実現を目指し、住民と行政が一丸となってまちづくりに取り組む地域社会が形成されることを期待するところであります。

なお、本総合計画の実現に向けて、意見を付させていただくとともに、答申の趣旨を十分に尊重され、町政の推進にあたられますようよろしくお願い申し上げます。

意見

- 1 まちの将来像「共に創る 笑顔で 生き活き みなみふらの 太陽と森と湖のまち」の実現に向けて、住民と行政が一体となり、積極的な推進体制を整備されたい。
- 2 本町には長い歴史を持つ6つの集落があり、過疎化と少子高齢化から各地域の個別課題が生じています。住民が安全・安心に暮らし続けられるよう各種施策に取り組まれない。
- 3 次代へつなぐ活力ある産業のまちづくり
 - ・長期間にわたる景気の低迷は、地域産業にも大きな影響を与えています。持続可能な地域産業の構築や雇用の創出に向けて積極的な施策を推進されたい。
 - ・カヌーやラフティングなど自然体験型観光が活発に行われており、これらの取り組みをさらに発展させ、本町の特徴を活かした独自性と魅力ある観光地づくりに努めていただきたい。
- 4 幸せに暮らせる健康と福祉のまちづくり
 - ・健康に暮らし続けられるよう保健事業の総合的な取り組みを推進して、住民の健康維持・増進を促進するとともに、医療体制の維持に努められたい。
 - ・少子高齢化の進展や核家族化等の世帯構成・価値観の多様化から、住民が行政に求めるニーズは多種多様化しています。住民ニーズを的確に把握しながら、住民が安全・安心に暮らせるよう、また、子育てができるよう変革する社会情勢に対応した環境づくりと福祉・介護・子育てサービスの充実に努められたい。
- 5 安全・安心・快適なまちづくり
 - ・豊かな自然の保全と安全・安心な生活環境づくりに向けて、道路・公共交通網・住宅などの整備充実に向けて計画的に推進されるとともに、消防・救急・防災対策など安全対策に努められたい。
- 6 学ぶ力・健やかな体・豊かな心を育むまちづくり
 - ・住民のライフスタイルや世代に応じた生涯学習ができる環境づくりと人材の育成を進め、生涯学習の充実に努められたい。
 - ・将来の明るいまちづくりへ向けて、次代を担う子ども達の基礎学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体を養い「生きる力」を育てるため、教育環境の充実に努められたい。
- 7 共に創造するまちづくり
 - ・住民ニーズの把握、行政情報の積極的な公開を行い、住民と行政が協働したまちづくりを進められたい。



3 南富良野町第5次総合計画審議会条例

南富良野町第5次総合計画審議会条例

平成23年9月28日

条 例 第 11 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南富良野町第5次総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、南富良野町第5次総合計画審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 各種団体の代表者

(2) 一般公募

(3) 町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる第5次総合計画の答申をもつて満了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、第5次総合計画の諸事項を調査、審議するため部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(費用弁償)

第9条 審議会の委員には、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の支給は、南富良野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第5号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

2 平成13年9月27日条例第23号南富良野町第4次総合計画審議会条例は廃止する。



4 南富良野町第5次総合計画審議会規則

南富良野町第5次総合計画審議会規則

平成23年10月1日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、南富良野町第5次総合計画審議会条例（平成23年条例第11号）第7条の規定に基づき、部会設置に必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議会に次の部会を設け、会長の指名する委員をもつて組織する。

(1) 第1部会

(2) 第2部会

2 部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査、審議する。

3 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選によつて定める。

5 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査、審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

8 部会の議事は、部会委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(会議の招集)

第3条 部会は、部会長が招集する。

(事務局の設置)

第4条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、町の機構をもつて充てるものとし、事務局長は企画課長が担当する。

(事務局の組織)

第5条 事務局は、部会の所掌部門にあわせて機構を設け、所管事務に関連する各課（委員会、室等）が、その事務を担当する。

- 2 前項の各部会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、所管事務の課長職をもつて充てる。
- 4 各部会の会議の庶務は、幹事長が行う。

(所掌事務)

第6条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、副会長の指示により、会議の運営や記録、資料の提供並びに基本構想、基本計画のまとめなどを行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成13年9月27日規則第22号南富良野町第4次総合計画審議会規則は廃止する。

別表

部会担当区分

1 第1部会

産業部門（農業、林業、商工鉱業、観光、労政、新エネルギー、自然保全等に関する事項）

生活環境部門（道路、橋りょう、住宅、防災、上下水道、衛生、景観、省エネルギー等に関する事項）

2 第2部会

福祉教育部門（社会福祉、教育、生涯学習、介護、保健医療等に関する事項）

地域行政部門（行財政、広報広聴、地域振興、住民自治、広域行政、他の部会に属さぬ事項）



5 南富良野町第5次総合計画策定委員会規程

南富良野町第5次総合計画策定委員会規程

平成23年10月1日

規程第2号

(目的)

第1条 南富良野町の第5次総合計画を樹立するため、南富良野町第5次総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長には町長、副委員長には副町長及び教育長をもつて充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもつて充てる。

各課の課長、室長、議会事務局長、教育次長、消防支署長

4 委員長は必要があると認めたときは、その都度臨時に委員を指名することができる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 策定委員会については委員長が、部会については幹事長がそれぞれ招集する。

(部会)

第5条 策定委員会を補佐するため、次の部会を設ける。

- (1) 産業部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 福祉教育部会
- (4) 地域行政部会

2 部会は、所掌事務に関する各課（委員会、室等）を勘案して、委員長が指名する委員で構成する。

3 部会は、その部会に関する調査、審議の経過を策定委員会に報告するとともに、南富良野町第5次総合計画審議会の庶務を担当する。

4 部会に幹事長及び副幹事長を置き、委員長が部会委員の中から、これを指名する。

（その他）

第6条 策定委員会の会議の庶務は、企画課において行う。

附 則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

2 平成13年9月27日規程第3号南富良野町第4次総合計画策定委員会規程は廃止する。



南富良野町第5次総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 部 会	所属機関・団体名
会 長	曾 慶 一 介	第1部会（部会長）	南富良野町商工会
副会長	鷹 嘴 充 子	第2部会（部会長）	社会福祉法人南富良野大乘会
委 員	目 黒 義 重	第1部会（副部会長）	NPO 法人どんころ野外学校
〃	山 上 隆 裕	第2部会（副部会長）	金山民主会
〃	十 河 和 幸	第2部会	北落合連合会
〃	大 竹 秀 明	第1部会	ふらの農業協同組合南富良野支所青年部
〃	中 野 博 司	第2部会	落合連合町内会
〃	西 山 雅 明	第2部会	南富良野町社会教育委員
〃	新 田 信 一	第1部会	南富良野町森林組合
〃	石 川 義 則	第1部会	ふらの農業協同組合
〃	杉 村 政 代	第2部会	放課後児童クラブ運営委員会
〃	中 村 壽 男	第1部会	(株)南富自動車サービスエリア
〃	高 橋 逸 郎	第1部会	南富良野消防団
〃	戎 家 麻 紀	第2部会	子育て支援ボランティアサークルWISH
〃	渋谷 浩 岐	第2部会	下金山小学校 PTA
〃	及 川 智	第1部会	ふらの農業協同組合
〃	平 塚 麻利子	第1部会	一般公募
〃	小 林 茂 雄	第1部会	一般公募
〃	石 川 信 行	第2部会	一般公募
〃	川 井 稔	第2部会	一般公募

南富良野町第5次総合計画策定委員会委員名簿

役 職		職 名	氏 名	所属部会	備 考
委 員 長		町 長	池 部 彰		
副 委 員 長		副 町 長	大 宮 光 明		
		教 育 長	生 駒 俊 夫		平成24年11月15日まで
			上 林 康 政		平成24年11月16日から
委 員		総 務 課 長	高 橋 秀 樹	地域行政部会	
		会 計 課 長	間木野 博 美	地域行政部会	平成24年11月15日まで
			石名坂 勝 夫		平成24年11月16日から
		保健福祉課長	岩 渕 秀 一	福祉教育部会	
		産 業 課 長	安 部 浩 明	産 業 部 会	
		農業振興室長	定 塚 正 文	産 業 部 会	
		建 設 課 長	水 島 康 夫	生活環境部会	平成24年 3 月31日まで
			大 友 忠 雄		平成24年 4 月 1 日から
		教 育 次 長	佐々木 之 孝	福祉教育部会	
		議会事務局長	石名坂 勝 夫	生活環境部会	平成24年11月15日まで
			米 木 厚 子		平成24年11月16日から
		消 防 支 署 長	山 西 暢 哉	生活環境部会	平成24年 3 月31日まで
			五日市 勉		平成24年 4 月 1 日より
事 務 局	事務局長	企 画 課 長	小 柴 昌 弘		
	主 幹	企 画 課	荒 木 勲		
	主 任		得 能 里 明		
			長谷川 将		



6 南富良野町第5次総合計画策定の経過

年 月 日	内 容
H23. 5. 17	第4次総合計画に係る検証調査の実施 基本計画及び実施計画の実施状況調査
H23. 10. 1	南富良野町第5次総合計画審議会条例の制定 南富良野町第5次総合計画審議会規則の制定 南富良野町第5次総合計画策定委員会規程の制定 平成23年第3回南富良野町議会定例会
H23. 10. 5	第5次総合計画策定に係る住民・高校生・中学生アンケート調査の実施 ①住 民－1,000名 (回収数473人／回収率47.3%) 対象者－10月1日現在で町内18歳以上の中から無作為に抽出 ②高校生－106名 (回収数79人／回収率74.5%) 対象者－南富良野高等学校在学学生及び南富良野高等学校在学学生以外の町内居住の高校生 ③中学生－63名 (回収数63人／回収率100.0%) 対象者－南富良野中学校在学学生
H23. 11. 10 ～ H23. 12. 9	第5次総合計画策定に係る分野別懇談会 今後10年間のまちづくりについて ・11月10日 放課後児童クラブジャングル・子育て支援ボランティアサークルWISH (参加人数12人) ・11月21日 まちづくり観光協会 (参加人数4人) ・11月22日 商工会青年部 (参加人数9人) ・11月29日 商工会婦人部 (参加人数5人) ・12月9日 JA南富良野支所女性部 (参加人数9人)
H23. 11. 14 ～ H23. 11. 18	移動町長室 町政への意見等について ・11月14日 金山地区 (参加人数17名) ・11月15日 北落合地区 (参加人数12名) 〃 下金山地区 (参加人数15名) ・11月17日 幾寅地区 (参加人数16名) ・11月18日 落合地区 (参加人数26名)

H23. 11. 28 ～ H23. 12. 16	第 5 次総合計画策定に係る地域懇談会	今後10年間のまちづくりについて ・ 11月28日 金山地区 (参加人数10人) ・ 12月 2 日 北落合地区 (参加人数 6 人) ・ 12月 7 日 下金山地区 (参加人数 6 人) ・ 12月 9 日 落合地区 (参加人数15人) ・ 12月15日 幾寅地区 (参加人数 6 人) ・ 12月16日 幾寅地区 (参加人数 8 人)
H24. 1. 27	第 1 回第 5 次総合計画策定委員会・職員説明会	第 5 次総合計画策定委員会の設置 第 5 次総合計画策定委員会部会の設置 第 5 次総合計画アンケート調査結果等
H24. 2. 6	第 2 回第 5 次総合計画策定委員会	第 5 次総合計画策定作業計画等
H24. 2. 7	第 1 回第 5 次総合計画審議会	委嘱状の交付 会長及び副会長の互選 第 5 次総合計画の諮問
	第 1 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会、第 2 部会	部会長及び副部会長の互選 今後の運営等
H24. 2. 20	第 3 回第 5 次総合計画策定委員会	序論・基本構想の検討 (まちの将来像・分野別の目標・将来人口目標等)
H24. 3. 26	第 2 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会	序論・基本構想の協議、検討、審議委員アンケート調査の実施等
H24. 3. 27	第 2 回第 5 次総合計画審議会 第 2 部会	〃
H24. 5. 17	第 4 回第 5 次総合計画策定委員会	序論・基本構想の確認、基本計画・実施計画の作成作業等
H24. 5. 31	第 3 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会	序論・基本構想の確認
H24. 6. 4	第 3 回第 5 次総合計画審議会 第 2 部会	〃
H24. 8. 29	第 5 回第 5 次総合計画策定委員会	序論・基本構想の確認、基本計画・実施計画の協議等
H24. 9. 5	第 2 回第 5 次総合計画審議会	序論・基本構想の承認、基本計画・実施計画の付託等
	第 4 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会、第 2 部会	基本計画・実施計画の協議、検討
H24. 9. 19	第 5 回第 5 次総合計画審議会 第 1 部会	基本計画・実施計画の協議、検討
H24. 9. 28	南富良野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定	平成24年第 3 回南富良野町議会定例会
H24. 10. 2	第 5 回第 5 次総合計画審議会 第 2 部会	基本計画・実施計画の協議、検討



H24. 10. 3	第6回第5次総合計画審議会 第1部会	基本計画・実施計画の協議、検討
H24. 10. 10	第6回第5次総合計画審議会 第2部会	〃
H24. 10. 11	第7回第5次総合計画審議会 第1部会	〃
H24. 11. 13	第7回第5次総合計画審議会 第2部会	基本計画・実施計画の確認
H24. 11. 14	第8回第5次総合計画審議会 第1部会	〃
H24. 11. 28	第6回第5次総合計画策定委 員会	総合計画（案）の確認
H24. 12. 10	第3回第5次総合計画審議会	総合計画（案）の答申

